

令和2年度田原市障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下、「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本市が行う物品及び役務の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務に対する受注の機会の拡大を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この調達方針は、市に属する全ての組織に対し適用するものとする。

3 調達の対象

調達の対象となる物品・役務及び障害者就労施設等は、別紙のとおりとする。

4 調達目標

令和2年度の調達目標は、1,200,000円以上かつ前年度の実績を上回る額とする。

5 調達に関する基本的な考え方

(1) 取組方針

調達する物品及び役務の分野を限定することなく、本方針の対象となる物品及び役務について、積極的かつ計画的な情報収集及び調達に努める。

(2) 随意契約の活用

地方自治法施行令及び市財務規則等に定める随意契約も活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。

(3) 発注に関する必要な配慮

事業の適正な実施及び効果を達成することに留意しつつ、可能な限り障害者就労施設等の特性に配慮した仕様や納期の設定等の配慮を行うものとする。

(4) 障害者就労施設等との協働

物品及び役務の品質の確保や調達の円滑化を図るためには、障害者就労施設等の自主的な改善取組が不可欠であるため、その取組を支援するとともに、提供可能な物品及び役務や発注見通し等の情報交換に努める。

6 調達方針及び調達実績の公表

この調達方針を策定したときは市ホームページ等にて公表する。また調達実績の概要を毎年度終了後市ホームページ等にて公表する。

7 その他

この調達方針に定めるもののほか、この調達方針の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

物品及び役務を調達する障害者就労施設等

- (1) 障害者優先調達推進法に定める施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

調達の対象品目

- (1) 物品
 - 食品類、農作物等、雑貨、木工製品、その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
 - 清掃、除草、封入等軽作業、その他障害者就労施設等が提供可能な役務